

忘れずに申告しましょう



# 市県民税の申告は 3月15日(火)まで



平成28年1月1日現在、仙北市にお住いの方は、仙北市に前年(平成27年1月1日から12月31日まで)の収入状況を申告しなければなりません。申告書用紙は1月下旬から税務課(田沢湖庁舎)、各地域センターや出張所の窓口にありますので、3月15日(火)までに申告してください。なお、2月5日(金)から3月15日(火)まで申告相談日を設けますので、ご利用ください。 ※申告相談は本人の自己申告を元に申告書の作成、相談に応じるものです。必要な資料等をお持ちいただけない場合には申告書を作成できないことがあります。

2月

日	月	火	水	木	金	土
<p>対象地区ごとに日数を調整しています。なるべく該当される地区の相談会場での申告をお願いします。</p>						2/5 9:00 から 16:00 まで 田沢地区全域 田沢交流センター
7	8	9	10	11	12	13
実施しません	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 11:30 まで	実施しません
<p>生保内地区全域 田沢湖総合開発センター</p>						
14	15	16	17	18	19	20
9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 11:30 まで	9:00 から 15:00 まで	実施しません
<p>神代地区全域 神代就業改善センター</p>					<p>上楡木内地区全域 紙風船館</p>	
21	22	23	24	25	26	27
9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 11:30 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	実施しません
<p>楡木内地区全域 楡木内公民館</p>			<p>西明寺地区 西木総合開発センター</p>			

3月

日	月	火	水	木	金	土
28	29	3/1	2	3	4	5
9:00 から 11:30 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 11:30 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 15:00 まで	9:00 から 16:00 まで	実施しません
西明寺地区 西木総合開発センター	中川地区 中川集落センター		白岩地区 白岩集落センター		雲沢地区 雲沢集落センター	
6	7	8	9	10	11	12
9:00 から 16:00 まで	9:00 から 11:30 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	実施しません
雲沢地区 雲沢集落センター		角館町内全域 角館交流センター				
13	14	15				
9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	9:00 から 16:00 まで	角館町内全域 角館交流センター			

各会場の初日の午前中は特に混雑しますので、待ち時間が長くなることをご了承ください。また、3月8日以降は大変混み合うことが予想されますので、早めの相談をお願いします。

問合せ 税務課 ☎ 43-1117

## 申告が必要な方

給与や年金※のほかに、農業や事業を営んでいる方や、家賃・地代・小作料・受取保険金・譲渡所得(土地、家屋を売った方)などの収入がある方は申告をしなければなりません。

**収入が全くない方も申告の必要があります**

申告をしないと、公営住宅入居・児童手当・保育園入園・公的年金・事業資金の融資等の申請に必要な住民税の課税・非課税証明書の交付や、国民健康保険税の軽減制度が受けられませんが、非課税年金(障害年金、遺族年金等)受給者についても申告が必要です。

※公的年金等に係る確定申告不要制度  
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合には、税務署への確定申告が不要となりますが、市県民税の申告が必要ですのでご注意ください。

## 申告相談に持参するもの

- ① 印鑑
- ② 収入額等を証明するもの
  - 給与所得者や年金受給者は、源泉徴収などの収入が明らかとなるもの
  - 事業所得者は、領収書、収支計算書や帳簿類
  - その他の所得がある方は、収入額を証明するものや必要経費がわかるもの
- ③ 各種控除の適用を受ける際の証明となるもの
  - (例) ○ 医療費(集計してきてください)、寄付金の領収書
  - 健康保険料、介護保険料の領収書等
  - 国民年金保険料生命保険料、地震保険料等の控除証明書

## 次の方は原則申告が必要ありません

- ① 税務署に確定申告を提出する方
- ② 給与収入のみで勤務先から給与支払報告書が税務課に提出されている方(ただし、各種控除の適用を受けようとする方は除きます)

## 申告書用紙について

申告書用紙の事前送付はしていません。市役所各庁舎窓口にて備えていますのでご利用ください(ホームページからもダウンロードできます)。農業や事業を営んでいる方で青色申告をされている方は、申告相談できませんので、直接税務署に申告してください。

